

平成五年四月十六日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 井上 普方君

理事 新井 將敬君

理事 金子 一義君

理事 山本 拓君

理事 安田 範君

理事 甘利 明君

理事 尾身 幸次君

理事 田辺 広雄君

理事 中島洋次郎君

理事 増田 敏男君

理事 渡辺 秀央君

理事 清水 勇君

理事 武藤 山治君

理事 吉田 和子君

理事 春田 重昭君

理事 出府政府委員

理事 出府國務大臣

理事 通商産業大臣

理事 經濟企画庁調整

理事 局審議官

理事 通商産業大臣官

理事 房総務審議官

理事 資源エネルギー

理事 庁長官

理事 資源エネルギー

理事 庁公益事業部長

理事 中小企業庁長官

理事 中小企業庁計画

理事 部長

理事 中小企業庁小規

理事 模企業部長

理事 大蔵省主計局調

査課長

委員外の出席者

通商産業省機械 中川 勝弘君
情報産業局長 山下 弘文君
商工委員会調査 室長

四月十六日
大規模小売店舗法の規制強化に関する請願(小
沢和秋君紹介)(第一六二六号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支
援に関する法律案(内閣提出第二六号)
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四六号)

○井上委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、商工会及び商工会議所による小規模
事業者の支援に関する法律案並びに中小企業信用
保険法の一部を改正する法律案の両案を議題とい
たします。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。井出正一君。
○井出委員 井出正一でございます。我が党に与
えられました一時間の中島君と半分ずつ、前半特
に中小企業金融関係について私は御質問を申し上
げたいと思います。

この十三日に政府は総合経済対策を事業規模で
十三兆二千億という史上最大という政策を打ち出
したわけでございますが、本予算成立の直後であ
ること、何で補正予算に組み込まなかったのだ、
財政の硬直化といった点を問題とする向きも確か
にあります。また野党の委員の皆さんから所得減
税を盛り込んでいない点が遺憾だというような批

判もあることも確かですが、これは、その効果と
か赤字国債を出していいのかわいたような大き
な問題もございまして、今後の推移を見ながら
与野党協議をすることではあるまいでしょうか。
また、一部では景気の底入れの兆しが見えてき
て、ここで対策を打つことでバブルの再現のおそ
れはないかといった危惧をする向きもございま
すけれども、私は総じてこの時期にこれだけのこ
とをするには必要だと思ひまして評価するもので
ありますし、また大変期待も大きいことも事実じ
やないかなと思ひます。

そこで中小企業関係に入ります前に、ちよつと
全体の関係でお聞きしておきたいのですが、いわ
ゆる十三兆二千億という大きな額になるわけ
ですが、実際の需要となつてGNPの増加につな
がる部分、要するに真水といつたらいいんでは
なか、これはどのぐらいになるんでしょうか。二、
三日前の日本経済新聞は五兆四百億といったよ
うな数字を出しておりましたが、政府の方はどん
な見込みを立てていらっしゃるのかということ
と、もう一つは、昨年の経済対策も早くに決め
ながら実際に補正予算が成立したのは暮れにな
つて、効果が半減どころか大変なつてしまつた
わけですね。その轍を踏んではならぬという意味
では補正予算の早期成立がぜひ必要だと考えるわ
けですが、その一般会計予算の歳出に当たる部分
と、その一般会計予算の歳出に当たる部分と
いうのでしようか、補正予算の規模あるいは額、
それがどのぐらいになる見込みか。きつとこれ
から積み重ねていくのでしようか、現在のところ
把握している点につきまして、これは大蔵省にお
聞きしようと思つておるのですが、大蔵省からし
やいますか、お願いします。

○田村説明員 御質問のまず最初の真水の点で
ございまして、五兆四百億という数字、私ども
新聞で拝見したわけでございまして、真水という
概念自体が実は論者によつてまちまちでござい
まして、何をもちて真水というのかというはつき
りした定義はございません。したがつて、私ども
たしまして、無用の混乱を招くこともございま
すので、真水が幾らといった整理はいたしてお
りません。

ただ、景気浮揚、景気対策に資するというこ
とでございまして、景気浮揚の観点から今回の事
業規模、おつしやられたような十三兆円を超える
規模、この事業規模が全体として我が国経済の
需中心のインフレーションを抑制する効果に資
するといふふうに考えておりますが、特に今回の
対策が向こう一年間の実際のGNPにどの程度効果
を与えるのかということにつきましては、今回の事
業規模から例えれば用地費に回る部分とか、ある
いは中小企業金融の中でも運転資金に回る部分
とか、こういった部分を除きまして、除いたものに
企画庁の世界経済モデルの乗数を掛けますと、大
体今後一年間のGNPを二・六％程度押し上げる
というふうに試算をいたしております。

それからもう一点、補正予算の規模ということ
でございまして、ただいま先生からもお話ござ
いまして、今回の総合経済対策をとにかくで
きるだけ速やかに実施をするというためには、今
般対策の中で予算措置が必要なものが多々ござ
いますので、これらについては早急に補正予算の編
成に着手いたしましてこの国会に提出いたしたい
と考えておるわけでございまして。

補正予算の内容等については今具体的な検討を
早急に進めておるところでございまして、規模が
どのぐらいかという御質問につきましては、まだ
ちよつと、対策内容が決定されたばかりでござ
います。国の一般会計、地方の単独あるいは財政投
融資、いろいろ多岐にわたつてございまして、

うような運用でやってまいりたいと考えておるところでございます。

○井出委員 もう一つ、中小企業信用保険法がこれからの委員会審議されるわけですが、これに關係する問題で、信用保証の充実等という対策が三本挙がっております。

中小企業信用保険法の特定業種指定の弾力的実施、これは具体的にはどんな形で進むのかということ、政府關係中小企業金融機関からの融資に對する信用保証協会の保証の弾力的活用、政府系機關でこの保証協会の保証を使っているという例を私は余り聞いていなかったのですが、この点もうちよつと詳しく御説明いただきたいということと、保証つき融資の拡大、これは出資を行うわけですが、どのくらいの額を考えていらっしゃるか、これについてお聞きしたい。

○關政府委員 今先生から信用補完の關係で三つの点のお尋ねがございました。

まず第一の中小企業信用保険法の問題でございます。これにつきまして、御案内のとおり今信用保険法の改正案をお願いいたしておりますが、改正前の状況におきましては信用保険公庫が引き受けます保険につきましては、普通保険が一億二千万円、それから無担保保険が千五百万円、特別小口保険が四百五十万円ということでございます。これを普通保険については二億円に引き上げ、無担保保険については二千万円に引き上げる、特別小口保険については五百万円に引き上げるという改正を今お願いしているわけでございます。

これらの運用に当たりまして、中小企業信用保険法第二条第三項第五号に該當する、簡単に御説明いたしますと非常に不況のために経営状況が厳しいというものについて業種を指定いたしますと、今申し上げました保険の引受限度額のそれぞれ同額を別枠として追加することができ、すなわち二倍にすることができるといふ制度がございます。

今回、例えば改正前で申し上げれば無担保保険

は千五百万円でございますから、この業種に指定されますと、担保は必要ない、保証人だけで保証いたしますというものが千五百万が三千万になるわけでございます。幸いにして今回法律の改正を承認いただければ、二千万になるだけでなく四千万まで保証人だけで借りられるということでございます。そこで、今のような状況にかんがみまして、この特定業種の指定を弾力的に実施し、この対象業種を広げていこうというのが一つの内容でございます。

それから二番目には、政府關係中小企業金融機関からの融資に對する保証協会の保証の弾力的活用でございます。これについて政府系金融機関は、原則として保証協会の保証による融資というのは從來行つてきていなかったわけでございまして、全く例がないわけではございませんが、非常にわずかの件数でございます。そこで、今のような状態では政府系金融機関から借りられる場合におきまして、担保の問題から融資がなかなか受けにくいというケースがございます。例えば一億円借りたのだけれども担保の評価は八千万円しかないというような場合に、場合によってはその二千万円について保証協会の保証でもお貸しできるようにしようというのがこの制度の趣旨でございます。

それから、三番目の保証つき融資でございますけれども、これにつきましては、信用保険公庫が保証協会に預託をいたしまして、その預託された金を信用保証協会が銀行に預ける、その数倍についてまた中小企業に運転資金等を貸し付けることができるという仕組みでございます。その場合に保証協会が保証するという形になっていくわけでございます。これについて信用保険公庫への出資をふやそうというのが今回の内容でございます。具体的な出資の額についてはまだ確定いたしておりませんが、おおむね数十億円の規模で出資を行うという予定になっているところでございます。

○井出委員 信用保証状況につきましては、こ

う景況でございますから、申し込み件数も保証承諾件数もこのところ大変ふえてきましたし、平成四年九月末には保証債務残高が二十二兆五千億、中小企業が全金融機関から借りている残高が約三百数十兆円ですから、七・数%にまで達しているというわけでございますが、この数字をどう見るかという問題であります。こういう時期ですから、上がるのは当たり前だといふふうにはもちろん思ふわけでございますが、代位弁済額もここへ来て大変ふえておるようでありまして、本年二月末では、もう二千八百億円くらいだそうでありまして、過去最高だった昭和六十年の二千二百億をも一月残してオーバーしてしまつています。となると、例えば公庫あるいは協会の財政状況が危惧されるわけでございますが、その点どうでしょうか。

○桑原政府委員 現在のような経済状況でございますので、御指摘のとおり中小企業が信用保証協会に行つて保証を受けたいというケースが非常にふえております。三年度で百二十一万件でございますが、四年度においては百四十一万件になるといふふうなことでございます。我々としては、こうした中小企業者のニーズに的確にこたえるような体制でやつていきたいと思つております。

御質問の代位弁済でございます。代位弁済につきましては、やはりこのような経済状況でございますので、相当ふえておるのは御指摘のとおりでございます。ただ、代位弁済率というところで全体の信用保証の残高に占める代位弁済額の率でございますけれども、現在一・三%なり一・四%台くらいで動いております。過去一番高かったのが二・八%というふうなことでございます。最近代位弁済がふえておりますので、信用保証協会の財務体質も少し厳しくはなつておりますけれども、過去のピークに比べますとまだ低い水準にあるのも事実でございます。我々としては、何とか全体としてのシステムは乗り切つていけるのではないかとこのように考えております。

○井出委員 そんな状態に対応すべく今回の限度

額の引き上げの一部改正案が提出されたと思うのでありますが、大変な引き上げ額で中小企業者は喜んでおることを私は地元でも耳にします。特に弱い立場の人たち、特にその借りてある種類が無担保とか特別小口の皆さん、この限度額が今度の改正案でいきますと、無担保の方が千五百万から二千万、特別小口の方が四百五十万から五百万となるわけですね。これはもつと引き上げてやるべきだといふような意見も一部にはありますが、この協会というのは、一方でそういう経済的に弱い皆さんの信用力、担保力を補てんするという役割と、やはりこれをきつと運営していくためには健全な財政状況を保持しなければならぬ、二つのバランスの上に立つて行つていかなければならぬ。もしもつと上げるとしたら、収支バランスの上でどんな影響が出るか、ちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○關政府委員 最初に、現在のこの保険制度の利用状況についてちよつと御報告申し上げたいと思ひますが、現在の信用保険制度の利用状況でございますけれども、一中小企業者当たりの平均の保証債務残高は約千三百万円でございます。また、その残高の分布を見ましますと、二千万円以下の保証債務残高を有する中小企業は全体の八九%、それから一億円以下では全体の九九%という状況にございます。今回このような状況の中で、法改正後につきましては二億円まで、ケースによりましては、普通保険と無担保保険合わせまして二億二千万円まで保証が可能になるわけでございますので、今の状況のもとではかなり配慮された水準ではないかと私も考えておるところでございます。

次に、付保限度額につきまして、実は前回改正いたしましたのが五年前でございます。五年前に改正いたしましたけれども、五年しかたつていない状況下で、先生御案内のとおり、普通保険については一億二千万円から二億、無担保保険については千五百万円から二千万、特別小口保険については四百五十万円から五百万円という引き上げ

を行おうとするものでございまして、この五年間のいろいろな指数等を見ましても、資金需要には十分こたえ得るものではないかと考えておるわけでございます。

一方、さらにこれを引き上げるといたしますと、脆弱な中小企業の利用が多い特別小口保険、いわゆる無担保保険というのは、事故が起りまして後の回収率が非常に低くなっておりまして、この二つの保険については保証協会、保険公庫とも保険収支が赤字になっている状況でございます。したがって、もしそういう状態でこれをさらに引き上げるといたしますと、保証協会といたしましては、さらなる収支悪化への懸念から、本当に保証を必要とするようなニーズのあるような中小企業の方に対して行うべき保証にどうしても消極的にならざるを得ないのではないかということをおもひも大変心配をされているわけでございます。

最後に、先ほどもちよつと御報告申し上げました今回の総合経済対策におきましては、指定業種、景気の状況が非常に悪い業種につきましては、付保限度額は二倍となるような措置を講ぜられることになっておりますので、これらも活用していただきまして、現下の資金需要にこたえていただきたいというのが私どもの考え方でございます。

○井出委員 数日前、実は私の高等学校の後輩で長野県の商工会連合会での任務に当たっているTから手紙をもらいました。こんなふうな書いてあったものですから、ちよつと御披露させていただきます。

本県の場合(他都道府県もほぼ同じかと推察されますが)、県下唯一の保証協会でありまして、過去には、長期的な中小企業育成策あるいは景気対策等に必ずしも沿わない各出先の判断基準により運用がなされていた、との批判も一部商工会議所、商工会からございました。

そのため、制度融資がタイムリーに創設、増枠されても保証承諾が得られず、折角の制度融

資が利用できないとの苦情も時にはありました。

ただし、金融における信用状況等は個別案件毎に判断しないと一概にはどうとも言えない面もあり、更に、一つの出先で代位弁済が異常に増加し、監督機関からの指導による対応もあつたようです。

しかし、昨年末、県制度の中に創設された緊急経営支援資金などは、非常に円滑に保証承諾が得られ、苦況にある中小企業者に有効裏に活用されている、との声が高まっているなど、全般的には順調に運営されてきているかと思われ

ます。

ただ、状況判断は前期のとおりに難しい点はありますが、原則、無担保あるいは無担保・無保証の枠の中でも、企業によっては、担保、保証人を徴求される場合もかなりあり、原則通りの運用を望む声もあります。

いずれにいたしましても、私共、小規模事業者指導に携わる者としていたしましては、この制度は、営業ベースに乗らず当然危険度の高い金融補充制度でありますので、中小企業育成のため、制度の趣旨に沿って、国におかれましては、予算面での格別の配慮をいただき、信用公庫の利用率が低い水準で厳しく運営されることなく、現場で有効に活用できるようお願いしたいと存じます。

申し添えておきます。

時間がそろそろ終わってしまいました。私は、実は大学を出て、二十年間ぐらひ地方にありまして中小企業に従事しておりました。商工会の役員も経験をしていました。商工会あるいは商工会議所が最近地域の経済で非常に重要な役割を果たすようになってきたこともよく承知しております。

そのため、今回の商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律案につきまして、大いに関心もありますし、地元の商工業者からも大いなる期待を寄せられております。質問を考えたのでありますが、実は、これが

らやる中島洋次郎君は、御祖父が我が党の中小企業調査会の元会長さんで、中小企業に大変御尽力くださった方でありまして、昨年補欠選挙で出てこられて、きょうは委員会で初めての質問をこの問題に絞ってやっていたことになっておるものですから、この法律に関しましては中島君にパトンをタッチいたします。

森大臣にお聞きできなくて残念でございますが、これで終わります。どうもありがとうございました。

○井上委員長 中島洋次郎君。

○中島洋次郎 自由民主党の中島洋次郎でございます。私は、我が国産業界を取り巻く諸情勢とその対応策、さらには小規模事業者への支援を促進するための新たな法律案などについて質問をいたしたいと思っております。

先ほど井出先生もおっしゃいましたように、近年、我が国の経済は、バブル経済崩壊後、大変に厳しい経営環境が続いているわけでございます。自由民主党といたしましては、このような経済状況を克服しようと、また産業経済界全体を活性化しようと、去る十三日に緊急の総合景気対策を策定いたしましたところでございます。また、政府におかれましては、同じ日に一兆九千億円の中小企業対策を含みます合計十三兆円を上回る総合的な経済対策を閣議で決定されたところでございまして、通産省が森大臣を先頭に景気対策に全力を挙げて取り組んでおられることに心から敬意を表する次第でございます。

しかし、こうした中にありまして、産業界にありましては不景気に加えて円高が追い打ちをかけた格好の業界、輸出の関連業界が大変に苦しい、特に苦しい状況が引き続き悪化しているわけでございます。その代表が家電メーカーと自動車メーカーと言えらるかと思うわけでございますが、自動車メーカーの中には、円が一円上がりますと年間で五十億円の損が出るという計算も出ております。座間における自動車工場の閉鎖というショッキングな事件も記憶に新しいところでござい

ます。

自動車産業と申しますのは、そのすそ野の広いことにおきまして関連産業への波及効果、また協力会社など小規模事業者が大変多く関係があるという面におきましても、その影響力において我が国を代表する基幹産業の一つと思うわけでございますが、この業界に對しまして、政府は現在貿易面におきましては輸出の自主規制、この枠をさらに削減するよう要請しております。また、税制面におきましても大変に高い税金を課しております。

詳しくは申しませんが、この取得、保有さらに使用という三段階において九種類にも及ぶ先進各国では例を見ない税金をかけておりまして、これが消費税につきましても、本来三%の税率が自動車においては四・五%、ほかの税率も暫定税率と称して本則より高い税金が課せられているわけでございます。また、つい先日には、労働省の方から自動車メーカーは工場を閉鎖することがあつても雇用は守つてほしい、そういった要請もあつたというふう聞いております。政府がさまざまな負担をこの業界に課しているのが現状と思うわけでございまして、こうした負担が基幹産業である自動車産業の立ち直りを阻害して、経済全体に与える影響を私は懸念するわけでございまして、

そういった観点から、通産省として何らかの緊急また特段の対応を講じてしかるべきではないかと感じるわけでございまして、この点に關しまして通産省としてどのような考えをお持ちなのか、お聞かせを願いたいと思ひます。

○中川説明員 先生御指摘のように、自動車産業は我が国の基幹産業でございまして、その健全な発展は我が国の経済のみならず世界経済の動向を左右する大変大事な産業だと考えております。御承知のように、自動車産業はこの八〇年代後半に大変需要が伸びまして、特にバブル期に高級車、大型車の需要が伸びた反動で、ここ二年ばかり戦後初めての前年割れという販売の状況になっておりまして、大変深刻な経営状況に直面していると

ところでございます。

長い目で中長期を考えましても、日本の免許の保有者人口もそろそろ飽和点に達しつつあります。また、道路等のインフラ状況も考えますと、これまでのような右肩上がりの需要の増加は見込めない、そういう意味では大きな転換点にきているのではないかと気がするわけでございます。こうした事態に対応するために、自動車メーカーはそれぞれ大変な自己構造改善努力を行っておりまして、車型の数を減らす、あるいは部品を減らす、また部品の共通化を行っていくというところで大変な御努力をされているところであります。また、海外環境を見ましても、御指摘のように、最近の急激な円高でますます輸出環境は厳しくなっております。また、自動車関連の貿易インパランスを背景にしまして、欧米諸国から日本車の存在に対する大変厳しい要請があるわけでございます。言うまでもありませんけれども、自動車産業は各国にとってもそれぞれ基幹の産業でございまして、共存共栄を図っていくということが大事だと思っております。

したがって私ども、従来から対米乗用車の輸出自主規制あるいはEC向けについてはモニタリング措置等の実施を図ってまいりました。各メーカーも、欧米との貿易摩擦の回避ということ、外国製自動車部品の購入の拡大あるいは外国車の輸入機会の拡大等の最大限の努力を行っているとところでございます。いずれにいたしましても、大変重要な産業でございまして、関係する産業のすそ野も広うございまして、また雇用の数も大変大きな雇用人口を抱えておるわけでございますから、この自動車産業が健全に発展をしていくことは大変大事なことで、私どもは思っております。先ほど申し上げました自動車業界の構造改善努力を側面から支援して、私どももこの健全な発展に万全を期したいと思っております。

○中島(洋)委員 ありがとうございます。

自動車は生産額では我が国製造業の一三%、ま

た雇用で見ますと我が国全就業人口の一割に当たるわけでございまして、広範な中小関連企業が各分野においてかかわっておりますので、ぜひともこれは一業界としての問題ととらえずに、日本経済を立て直すという観点から政府の御努力をお願いしておきたいと思うわけでございます。

さて、このような厳しい経済状況下におきまして、このたび小規模事業者への支援を促進するための新規の立法が政府より提出されたことにつきまして、我が国の産業構造を強化するという面からもまた時に時宜を得たものと評価する次第でございまして、小規模事業者は我が国事業所全体の八割を占めまして、日本経済の発展に大きく貢献してきたわけでございまして、近年、この小規模事業者の開業率が低下してきているというふう

に承知しております。その要因につきまして、通産省としてはどのように考え、どのような対策を考えていらっしゃるのか。私としましては、日本経済の活力の源泉でございまして小規模事業者の創業対策が講じられてしかるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○閣府委員 先生御指摘のように、ある国の経済の活力を考えます場合に、新規創業が行われ、マーケットに活力をもたらしということは非常に重要なことだと考えております。我が国におきましても、これまで中小企業、特に小規模企業がそういった役割を果たすと同時に、地域経済におきましても主役の役割を果たしてきたわけでござい

ます。しかしながら、最近の状況を見てまいりますと、それぞれ開業と廃業とあるわけでございまして、開業率が長期的に緩やかな低下傾向を示す一方で、廃業率はほぼ横ばいという状態でございます。まして、近年におきましては特に、製造業の従業員四人から十九人の規模におきましては廃業率が開業率を上回るという状況になっておるわけでございまして、大変心配されるところでござい

ます。なぜこのように開業率が下がってきているかというところでございまして、私どもとしては、我が国のアントルプル・スピリットと申しましようか、企業家精神は引き続き極めて旺盛だと確信をいたしております。わけでございまして、新たな開業をいたした場合には、最近におきまして消費

者ニーズの高度化でありますとか技術革新、情報化といった大きな環境変化の中で必要とされる経営資源というものが極めて高度化している。すなわち、必要な資金におきまして、必要な技術におきましても、必要な人材におきましても極めて高度なものが求められてきている、こういったことが原因ではないかというふうに考えているわけ

でございます。そこで、中小企業施策といたしまして、特にそういった面で新たな開業をお手伝いするという制度をいろいろ考えているわけでございまして、例えば金融面で申し上げますと、地域中小企業活性化貸付でありますとか、地域中小企業新事業開拓貸付でありますとか、あるいは従業員の方が独立をいたします場合の従業員独立開業貸付といったような貸付制度がございまして、また、先ほども申し上げた御報告いたしました信用保証制度の中に新事業開拓保証というものもございまして、付保限度額が一億五千万円まで、てん補率も八〇%といったような保険面、特に担保の面での補完もいた

しているわけでございます。それに加えて、本年度におきまして、今御審議をいただいております商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律、この法律が幸いにして御承認いただけますならば、地域におきまして新たな創業、あるいは従来の事業をやっておられた方が新たな分野に進出するという

ことにつきましていろいろな形でお手伝いできるとございまして、非常に有効な策ではないかなと思っております。また、これに関連いたしまして、平成五年度におきましては、中小企業設備近代化資金貸付制度というものがございまして、その中に創業枠

というものを設けたいと思っておりますし、また新たな創業等々を商工会でありますとか商工会議所が行います場合に、その必要な事業につきまして、地域産業創造基盤整備事業の対象ということで、中小企業事業団から無利子の融資または出資を行うことを可能とするような措置を講ずること

をいたしておるわけでございます。こういったようなことによりまして、この旺盛な企業家精神がまたまた発揮されて、日本経済であるいは地域経済に活力が増すというような事態になることを期待し、また、そこを目指して私どもも努力をしてみたいと考えておるところでござい

ます。○中島(洋)委員 今回の法律案によりまして新しい事業におきましても創業者対策が講じられていくというふうに理解いたしました。この事業の実施者であります商工会等、特に規模が小さい商工会などにおきましては、国及び県からの補助金では事業に必要な経費が賅えない、自己負担が大変に重いという声を聞いております。平成五年度予算においては一部補助金について単価の引き上げが図られておりますけれども、この問題について通産省のお考えをお聞きしておきたいと思いま

す。○井出政府委員 お答えを申し上げます。商工会等の事業につきまして、その実施を確保するために国及び都道府県が補助を行っておりますわけでございますけれども、私どもこれを小規模事業指導費補助金ということで、年々この額をアップさせていたところであります。これに加えて、さらに自己負担分という形で上乗せをして、経営改善普及事業というものを積極的に推進されること自身は、商工会の事業の活性化という観点から大変望ましいことであらうかというふうに考

えておるわけでございます。ただし、やはりその負担能力と補助の内容とについてについては常日ごろ見直しをしていかなければならないという考えのもとに、実情に即して引き上げを図っておりますけれども、平成五

年度におきましても、経営指導員の補助対象職員
の給与単価の引き上げというものにつきましても実
施をいたしました。

また、小規模な商工会が単独ではなかなか事業
が遂行できないというものにつきましても、複数
の周辺の商工会というものが共同いたしまして経営
改善普及事業を実施できるような広域経営改善普
及事業推進費というものを新たに創設したところ
でございます。

○中島(洋)委員 通産省、中小企業庁の努力は理
解いたしますし、評価もいたします。そういった
中にありましても、会費など自主努力による財源
の確保が難しい商工会などの自己負担の軽減とい
うのは小規模企業対策の推進の上からも必要と考
えますので、今後ともよろしくお願いしたいとい
います。

次に、同様に事業実施者の負担の軽減という観
点から、基盤施設事業についての手続面について
お伺いしたいと思っております。

この基盤施設事業というものを計画して実施に
移すためには、少なくとも三つの手続が必要であ
るということになっております。計画認定の申
請、高度化融資の申請、そして債務保証の申請、
それぞれこれは制度も別個でありますし、手続自
体が別々に行われることは当然理解できますが、
これは一括して処理できる体制を整える必要があ
るのではないかと一点が一点。

また、商工会などがこの基盤施設事業を具体化
するには、計画の立案から始まって地域の合意の
形成、そして施設の具体的な設計、さらに資金の
調達といった大変多くの作業が必要なんです
が、このそれぞれの単位商工会自体、これを処理
していく能力的にかなり困難も伴う懸念がある、
それを支援していく体制というのは大変に必要で
はないかと思っております。その準備、どれくらい考
えておられるのか、この点についてもあわせてお聞
きしたいと思います。

○井出政府委員 まず、基盤施設事業の申請の問
題でございますけれども、先生御指摘のように、

この関連は三つございます。ただ、この計画の認
定につきましては、各都道府県知事に委任事項と
してお任せしようということをご予定してござい
ます。

同時にまた、この高度化の融資の問題につきま
しては、都道府県が窓口になりまして案件の審査
を行うことになっておるものですから、都道府県
の担当部局の間で密接な連絡をとっていただくよ
うに私どもは指導をしながら、事業実施に当たつ
ての負担軽減というものを図ってまいりたいと思
えております。

それから一方、信用保証の問題でございますけ
れども、これは全国団体の債務保証でございます
ので、申請先が異なるのはやむを得ないと思いま
すけれども、これは単会としての商工会、それか
ら県の連合会、それから全国団体というルートを
通じましてスムーズな実施というものができると
いうに、負担をかけないような指導を図っていきた
いと考えております。

それから同時にまた、二つ目の御質問といたし
まして、基盤施設事業についての計画づくりでござ
いますけれども、計画づくりに当たりましては
都道府県の県連の各商工会に対する指導というふ
うなものでもできる体制になっておるものですか
ら、その辺を十分に活用してやってまいりたいと
思っております。

○中島(洋)委員 できるだけ事業を実施する商工
会などが事業の遂行に専念できるように、手続き
面におきましても負担軽減となるよう対応をお願
いしておきたいと思っております。

さて、地域産業の経済振興の核となります基盤
施設につきましては、できた後もつくり放しとい
うわけにはいかないわけでありまして、むしろ
つくった後、その維持、管理、運営が重要となつ
てくると思うわけでございますが、これは事業と
してやっております以上、赤字が生じるなど経営面
で立ち行かなくなることも想定され得るわけでござ
います。

万が一の経営責任が起きた場合に、直接施設と

かわりのない商工会等の会員にも責任が及ぶこ
とにもなりかねないという危険がありますれば、
商工会など内部合意をする上でも障害ともなりか
ねないという懸念が起きるわけでございます。ど
のような対応によりましてこの問題を解決しよう
としていらっしゃるのか、お聞かせ願いたいと思
います。

○井出政府委員 基盤施設事業でございますけれ
ども、まず基盤施設事業を開始する前提といたし
まして、各商工会におきましては経営改善の普及
事業というものを適切に実施をしていただき、さ
らにより活力ある地域づくりという観点から、意
欲のある商工会、商工会議所が基盤施設事業を行
う場合にはこれを支援するということになってお
るわけでございます。

先生御指摘のように、事業を行う関係上一定の
リスクを負うことは不可避であるということござ
いますけれども、私どもそういう点があること
とは重々予想をしておりますけれども、商工会、
商工会議所みずからが基盤施設事業というものを
行う場合には、全国商工会連合会あるいは日本商
工会議所が債務保証を行えるような措置をとると
ともに、あわせてまして商工会、商工会議所がその
施設事業につきまして中小企業事業団の極めて優
遇された高度化融資が受けられるように手当てを
するなど、この資金調達面につきましての円滑化
というものを十分に図っていきたいと考えており
ます。

同時にまた、この計画の認定に当たりまして、
事業リスクといえますか、事業の円滑な実施とい
うものが確保される十分な体制があるかないかと
いうことについては十分なチェックをしていくつ
もりでございます。

それからまた、場合によりましては商工会、商
工会議所みずからが事業を行うのではなくて、商
工会、商工会議所が事業計画を策定いたしまし
て、事業計画に基づいて会社や公益法人、他の法
人が事業を実施した方がむしろ円滑にいくという
場合も多々あると考えられますものですから、商

工会、商工会議所以外でありましても会社、公益
法人というふうな形で事業実施が図れるような手
だてを考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、認定に当たりまして
事業リスクを極力少なくするとともに、事業の安
定性、確実性という観点について十分なチェック
とその合意形成というものを図りながら進めてい
かなければならないと考えております。

○中島(洋)委員 ありがとうございます。商工
会並びに商工会議所本体の経営に支障が生じない
ように十分な配慮というものを重ねてお願いして
おきたいと思っております。

こうした将来に向けての小規模企業のあり方、
小規模企業対策のあり方、こういった全般に関し
まして、最後に、森通商産業大臣にお越し願っ
ておりますので、お聞かせ願いたいと思っております
と、森大臣におかれましては党の政調会長また
通産大臣であられますので、産業界全般の下部にも
至りまして大変に詳しく現状を把握していらっし
やるかと思っております。

先ほど申しましたように、小規模企業者を協力
関係において多く抱える家電また自動車メーカ
ー、これが今、輸出関連産業として不景気に加え
円高など大変に苦しい状況に置かれている業界が
ある。そういった苦しい業界を中心にとりま
産業政策のかじ取りを行っていくのか。その下
には今申しましたように多くの小規模関連事業者が
いるわけでございます。そういったことも含めま
して大所高所から、高い観点から産業政策のかじ
取りなどについて御所見をお伺いできればと思
うわけでございます。

○森通商大臣 中島委員にお答えを申し上げます
前に、先ほど同僚の井出委員からもお話がござい
ましたように、委員の御祖父は当選以来ずっと商
工委員会の重鎮でございました。たまたま、初め
て当選をなさいましたとき私と同じ昭和四十四年
の同期でございます。またこういう場で申し上げ
ていいかわかりませんが、群馬県の偉大な
指導者でありました福田越夫先生の門下にも二

人ともございまして、同期生として競い合つてきたわけでもございまして。その中島先生がまさかと思ふような本当に早い他界をなさいます、我々も愕然としたわけでもございまして、その御子息がこうして見事にお父さんの遺志を継がれて国会に出られる。

今お聞きしましたらきょうが初質問ということでもございまして、それにまた私がお答えをする。通産行政、中小企業についてはまさに中島源太郎先生の領域でありました。どちらかというと私は素人なかもしれませんが、もしここにお父さんが立つておられたらと思うわけでありまして、感無量でございまして。特にお父さんは自動車産業については我が党唯一の政策を持つておられましたし、それから、きょう御質問をいろいろいたしておられます中小企業につきましても、私の政調会長時代も中小企業調査会の会長としていろいろと御活躍いただいた、そういう御縁がございまして、お答え申し上げることが本場に私にとつても感無量なものがあるわけでもございまして。

いろいろと今委員からお話がございましたように、我が国の事業所の約八割を占めております、日本経済のまさに底辺を支えております小規模事業者、この事業者の数が、先ほどの井出さんときにもお話があったかと思いますが、平成元年五百九万から平成三年には四百九十万に減少しておるわけでもございまして、小規模企業は多様化、個性化する需要への対応、新事業分野への参入、あるいは新技術の商品化等の面で機動的な対応が可能な側面をいろいろ有しております、これまで日本の活力の源泉になってきておられましただけに、こうした現象というのは私どもにとつても、これからの日本の経済についてもかなり懸念をされるところだ、こう思っております。

実は私は、次の安田委員の御質問の時間にちょっと御迷惑をかけるかもしれませんが、きのうロシアからお見えでございましたブロードロフ副総理と少しお話をさせていただきました。非常にロシアの自主的な経済改革について御関心を持つて

おられまして、特に通産省の施策に対して大変な関心を持っておられました。

戦後の日本がこうした形で経済力をつけたというの、やはり中小企業を育成したことだ、この中小企業は特に地域をつくり上げていったことだ。かつての日本は善光寺のようにお寺や神社を中心にして栄えていった、そういう城下町もありました。もちろんお城もございまして。しかし、もう一つはやはり、そうした企業が中心になってその地域をつくり上げていった。例えば委員のおられます太田などは、まさに富士重工を中心にした自動車城下町、こう申し上げてもいいのかもしれない。そういう中に、関連の深い、すそ野のいろいろな部品産業や関連企業が栄えていった地域をつくり上げていた。私はこういうことを副総理にも申し上げました。

そして、これからのロシアの経済的な改革、自立は、中小企業を育成することだ、そのために今回官澤総理が発表いたしました日ロの支援項目の中にも、中小企業の育成という項目を加えてあります。そうしたことを大いに参考にさせていただきたい、またそのために通産省としてはできる限りのお手伝いも申し上げたい、こうきうのお話をしてきたばかりでございます。

しかし、同時に、そういうことをロシアに対して申し上げている我が国でも、そうした小規模企業が減少していくという現実、これは日本の経済にとつて重要な問題として我々は取り組んでいかねければならぬ、このように考えております。

今後とも、このような小規模企業の先ほど申し上げたような利点を生かしながら、これら事業活動が継続するとともに、企業規模が小さいことによつて起因する不利を克服し、みずからの努力次第でさらなる発展成長をなし得る環境を整備することが我が国国民経済の健全な発展に不可欠でございまして。本法の運用等を通じて、小規模企業の経営基盤の充実を、中小企業庁が中心になって環境あるいは税制面あるいはまた金融面において万般たる基盤をつくり上げていくということが

私どもの大事な仕事であらう、このように認識いたしております。今後とも、今回の法律に基づきまして、基盤の充実のために最大限の努力を傾けていきたい、このように考えております。

どうぞ中島委員も、お父さんの御遺志を受け継いで、中小企業あるいは通産行政に対してなお一層御研さんありまことを御期待申し上げて、お答えいたします。

○中島洋一委員 ありがとうございます。

○井上委員 安田修三君。

○安田(修)委員 それでは、私から質疑をさせていただきます。十四日の当委員会におきまして、去る三月二十七日から四月上旬にかけて読売、毎日、産経三紙に掲載されました資源エネルギー庁の原子力広報についてお話を伺ったところであります。当広報は、三紙で五千五百万円の広告料を支払われ

ましたが、原子力機構を通じて資源エネルギー庁の委託事業であったことが明らかであつたために、「新聞広告倫理綱領」による「新聞広告掲載基準」から、責任の所在が不明確で、編集記事と紛らわしく、広告であることが不明確なものは掲載できないとして、朝日、日経二紙には実は断られた経緯があつたわけでありまして。

そこで、当委員会では、日本新聞協会の「新聞広告倫理綱領」制定の趣旨にありまして「広告内容に関する責任はいつさい広告主署名者」にある。というところを引用いたしまして、「新聞広告掲載基準」に「責任の所在が不明確なもの」「誤認されるおそれがあるもの」「編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの」「は広告として掲載しないという点を挙げまして、これは協会のガイドラインでありまして拘束性はないけれども、社会通念上からも合意が形成されているものでありますから、広告主のいない今回の広告は誤りであつて、今後は政府の広報であることを明確にして掲載するように求めたところでありまして。この点は、消費者行政を扱う通産省として、また原子力行政が不透明だと言われな

い点からも、特にそのことを明確にする必要があるということを実は指摘したわけでありまして。

そこで本日、新聞の広告倫理の観点からも、また、消費者保護行政を担当する官庁がこのように行ったという観点からも問題があるということ、を、改めて私は申し上げたいと存じます。今後、原子力行政の広報をどのように進められるか、改めて大臣にお伺いするところであります。

○森國務大臣 安田委員にお答えを申し上げます。

通産省といたしましては、従来から、原子力政策につきましては広く国民の理解と協力を得るよう、できる限りわかりやすい広報に努めてきたところでございまして。今回の企画はそのような広報の一環として実施したものであることは、前回の委員会でも委員からの御質問にお答えを申し上げたところでございまして、原子力広報を行うに当たりましては、先から数々いたいただきました貴重な御指摘を十分に念頭に置きながら、適切な推進にこれから努めてまいります所存でございまして。

○安田(修)委員 ただいまの大臣答弁によりまして、私は、広告掲載主という点、また国民から払われた貴重な税金によつて政府が広報で行うわけでありまして、堂々と、国民に誤解のないようにやっていただきたい、このことを要望申し上げます。大臣もうなづいていらつしやいますので、そのようだとお聞きしております。

それでは次に、改めて中小二法に入るわけでありまして、そのときに、政府は十三日に不況回復の三回目の方針を発表されまして、公共投資十兆六千二百億円規模の新総合経済対策を明らかにしたところであります。この中で、社会資本の新たな展開として、景気浮揚効果が大きく、しかも社会資本の立ちおくれている分野への重点的投資をしたと言われているのであります。

実は我が党も十二兆五千億円に及ぶ緊急経済対策を発表しております。そして、大規模減税、特に所得減税三兆八千億円を盛り込んでいる部分以

外はいろいろな共通点も見られるところがございます。しかし政府の対策は、社会資本の新たな展開をどのように系統的に進めるのか、また、その計画はいかになるのか、さらに、来年度への新たな展開が図られるのか、そういう点では不明確であります。したがって、実質経済成長率三・三％の達成を目指すという経済企画庁の当初の目標からしますと、なお不安を取り去ることはできません。そういう点で、経済企画庁の所見を聞きたいと思っております。

〔委員長退席、安田（範）委員長代理着席〕
○柳沢（勝）政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、この十三日、政府は景気の足取りを確かめるものとするために総合的な経済対策を決定したところでございます。

本対策は、総規模におきまして十三兆を上回る史上最大規模のものとなっております。また、規模のみならず内容におきましても、社会資本整備において新たな展開を図るという方向を強く打ち出しているところが一つの大きな特徴でございます。

すなわち、今回の景気対策を足がかりにいたしまして、二十一世紀を見据えた「生活大國五か年計画」の一層の推進につながるようするため、情報化、高齢化等に対応した各分野の整備に意を用いることとしております。また、景気対策の観点からいたしましてもさまざまな分野に幅広く投資を行うことによりまして、その効果が広範にかつ直接的、即効的に及ぶよう、社会資本整備に当たりましては、例えば都市再開発事業の推進でございますとか、教育、研究の高度化、情報化に対応いたしました各種施設の整備などを推進することとしたところでございます。

先生今お尋ねの点でございますけれども、政府といたしましては、今後ともこうした社会資本整備の新たな方向ということが生活大國実現のために極めて重要なことであると認識しております。情報化、高齢化等、社会経済情勢の変化を踏まえた、あるいは今までの日当たらない立ちおく

れている分野というものについての整備を推進することにつきまして、今後とも極めて重要な課題と受けとめておりますので、その方向で投資の的確な配分を図ってまいりたいと考えております次第でございます。

また、政府経済見通しとの関連についてもお尋ねがございましたが、最近の経済情勢は、例えば自動車の新規登録台数あるいは住宅着工戸数など多少明るい動きも見受けられるところでございますけれども、例えば百貨店販売の動向などにも見られますように、まだなお予断を許さない状況にあるわけでございます。こうした背景には、循環的要因のみならずバブル経済の崩壊の影響もあるというところでございまして、日本経済は依然として低迷を続けております。

こうした予断を許さない状況に対応いたしました、政府は先ほど申し上げましたような史上最大規模の総合経済対策を決定、実施する運びとしたところでございます。こうしたことによりまして、公共投資が、既に回復の動きが見られます住宅投資と相まみまして、徐々に景気対策の効果が浸透することによりまして、年度後半におきまして民間設備投資あるいは個人消費支出なども緩やかながら回復の動きに向かうというふうに予想されまして、政府の経済見通しとしております三・三％は実現可能なものと考えている次第でございます。

なお、減税についての言及がございましたけれども、減税の問題につきましては、今後与野党間で広く財源の確保を図りながら、今会期中引き続き前向きに協議を続けるというふうに承っておりますので、政府といたしましてはその協議の推移を見守りたいと考えている次第でございます。

〔安田（範）委員長代理退席、委員長着席〕
○安田（修）委員 そこで審議官、いろいろなおことをおっしゃいましたが、具体的なのはまだこれからなおかつ詰められるのであります。お金は、大蔵省が握っておりますが、経済企画庁としては日本の経済のかじ取りでありますので、そこで

従来の一般的な公共事業ではこれからの景気対策ということにつきまして境界が見えてまいったことは明らかであります。

そういう点で、与野党ともに新社会資本整備、あるいはまた今回のように、政府では新たな社会資本の展開という表現になっておりますが、来年度予算に経済企画庁としてはそういう点、やはり経済のリード役としてつないでいくのかどうか、この点でございましょう。先ほど問うておりますが、その点が不明確であります。

○柳沢（勝）政府委員 お答えを申し上げます。

先ほど御説明いたしましたように、今次の総合経済対策につきましては、政府といたしましてはできるだけ速やかに補正予算の策定に取り組み、その速やかな執行に向かつてまいりたいと考えているところでございます。その補正予算の策定の中で、先ほど申し述べましたような社会資本整備の新たな展開の方向というものが強く打ち出されてくるものと考えております。

また、来年度予算につきましてはお話がございましたけれども、来年度予算につきましても、景気対策の観点のみならず、生活大國実現という視点に立ちまして、このような新しい社会資本整備の方向をできるだけ強力に実現してまいらう、経済企画庁といたしましても努力してまいりたいと考えております。

○森國務大臣 この委員会でも、また予算委員会でも、私からも新しい社会資本の整備をというところを御議論をさせていただきまして、経済庁としては今のような御答弁になるかと思っておりますが、やはり新しい日本の社会資本をどういう形で整備していくか、今までのこのシェアのあり方が本当にいいのかどうか。何も建設省や運輸省や農林省が持つておられます公共事業がもうい

いとか悪いとかそういうことを言うのではなくて、これはこれで重要なことでありますし、まだまだ日本に足らざるところもある。しかし、やはり新しい時代が変化をしておりますし、先ほど経企庁からお話ございましたよ

うに、国際化にも対応しなければなりませんし、あるいは高齢化あるいは教育、福祉の面でもいろいろ考えてみると、やはりもう少し社会資本のあり方は一歩違った形で考えてみる必要があるのではないかと今回の今回のこの予算措置であったわけですから、そしてまた、そのことが波及効果を大きくしていくのではないかと、こういう考え方であったのは御承知のとおりでございます。

しかし、急に話でございまして、新社会資本そのものの定義づけもできませんでしたし、もう一つは、この補正予算を前提とした追加的政策を組み立てるについては各省からいろいろな要望がまた出ておまして、どこまでが新しい社会資本なのかいろいろ議論もあるところでございまして、我が党としては新社会資本という形で位置づけをしておりますけれども、政府としては、先ほど先生から御指摘のように、社会資本の新しい展開、こういうふうな形に項目としてきちんとしてあるわけであります。問題はやはり今後どう、こう思います。経済対策関係会議でも総理から御発言がございまして、これは大変いいことだ、これからのことは十分考えていかなければいけませんねという御発言がわざわざございました。

そこで、けさも私は三塚政調会長と一緒にいたしましたので、党としても社会資本のあり方のようなことをこの際少し検討していただかせんじやうか、こうお願いも申し上げて、政調会長も、そういう考え方をとらなければならぬと申しております。

いざ補正予算を国会でお願いするということになれば、当然この議論が国会でも出てくることにもなるだろうと思ひますし、平成六年度の予算編成に当たっての概算要求までには何らかの形の結論を出すべきではないだろうか、私はそんなふうに思っておりますので、今後とも委員初め皆さんのいろいろな御意見をちょうだいしながら、日本の新しい社会資本が本当に整備されていくように十分考えていかなければならぬ問題である、こ

ういう認識をいたしておりますので、今後ともまた御指導をいただければ、このように思っております次第でございます。

○安田(修)委員 大臣、与党の政調会長もされまして、この関係には大変明るいわけでありまして、特に通産は情報産業等の制度面は全部所管するところでございますので、ぜひひとつ新たな観点で推進していただきたい、こう思います。

さて、信用保証法の関係に入ります。

この信用保証協会の保証つき債権の回収不能というの是不況になりましてから上昇しているわけでありまして、この代位弁済額はいかにほどになっているか、お伺いしたいと思います。

○桑原政府委員 信用保証協会の代位弁済の額は、最近の不況を反映して増加しております。これを額で見ますと、昭和五十六年度から昭和六十六年度あたりまではおおむね年間二千億円前後で推移しておりました。景気がその後非常によくなりましてこの額も少なくなり、平成二年度には八百七十八億円と一千億円を切るまでに至ったわけでございますけれども、その後急増いたしまして、平成三年度に千七百億円、平成四年度には三千億円を超すところまで来ております。

○安田(修)委員 そこで、不況を反映してこのように代位弁済額もだんだん、史上最高までいくのでしょかね、ということになってまいっております。これについてもいろいろな議論がございますが、この席ではそれを抜きまして、不況を反映しまして中小企業の資金需要は、設備資金が減っている、これは当然でございます。そして運転資金が増加している。円高不況の前回のときにはまたまたまいわる構造改善、企業の体質改善という点から省力化その他の関係で設備資金も増加に転じていくという傾向も見えたときもございました。

今後の傾向として、こころの資金需要についてはどのように見ていらっしゃるか、この点お伺いしたいと思います。

○閣府委員 中小企業の設備投資でございますが、景気の状態でありまして、時期によって多

少出入りがございますが、おおむね我が国全体の設備投資の五割近くを占めているということでございますので、我が国経済全体にとりましても非常に大きな意味を持っているわけでございます。

先生御指摘のように、最近の景気の冷え込みというふうなこともございまして、設備投資は減少いたしております。大蔵省の法人企業統計によりまして、昨年の十一月の三ヶ月間について、資本金一千万円以上一億円未満の方の設備投資でございまして、全体で約四割の減、三期連続の減少となっております。

その内訳を見ましますと、特に製造業におきましてはマイナス一七・五%、非製造業ではプラス一・九%、こういう状況にあるわけでございます。

私どもの考え方では、今の段階で能力を大幅にふやすような設備投資、これはなかなか出てこないんじゃないかと思っておりますけれども、実は一方で、これから先若年労働者が減るというふうな傾向はほぼ確実でございますので、省力化投資でありますとか時短のための投資というものはこれから需要として出てくるでございましょう。

また、今世界的な問題になっております地球環境問題、こういう問題に対して中小企業は対応すること重要となつてまいりますので、これからはそういった労働環境の改善でありますとかあるいは環境問題への対応といったようなものが出てくるのだからと思うわけでございます。

現下におきましても、そういったものの潜在的なニーズはかなりのあるものと思うわけでございますが、今の景気状況下でなかなかそれを具体化できないという状況ではないかと思っております。

そこで、今後景気が回復をしてまいりますれば、今申し上げたようなものを中心とした設備投資というものがこれから出てくるんではないかと私も期待しているところでございます。

○安田(修)委員 今後ともそういう設備投資等の資金が出ていくんではなからうか。

そこで、政府系中小企業金融機関の貸付限度額の別枠をそろえたいいろいろな状況等に照らしなが

らさらに引き上げていくという考え、そういう準備というのはあつていいんじゃないかと思っております。また、適用期限を今年度末まで延長された方がいんじゃないか、こう思うわけでありまして、こころの考え方を聞いておきたいと思ひます。

○閣府委員 四月十三日に作成されました総合経済対策の中におきまして、この貸付限度の引き上げという内容も盛り込まれておりまして、結論だけ申し上げますと、中小公庫は一般に企業当たり四億円というところでございまして、これを八億円まで引き上げる、国民金融公庫につきましては四千万円というのが原則でございまして、これを八千万円まで引き上げる、あわせてこの特例措置の期間を平成五年度末、先生御指摘のように来年度の三月末まで延長するというのが決まっております。

私どもとしては、この措置につきましては特段の予算上の措置を必要とするものではございませんので、部内の手続が終わり次第、早期に実行に移したいと考えておるところでございます。

また、もう一点、昨年八月に策定されました総合経済対策におきましては、先ほど私が御答弁申し上げましたような時短でありますとか、環境問題あるいは商業構造の変化に対する対応といったものに必要な資金、もちろん設備資金も含むわけでございますが、これについて低利の資金をお貸しする制度もできておりますので、これは二年間の期間ということでやっておりますので、これもあわせて御活用いただいて、必要な設備投資の需要にこたえていただければと思つております。

○安田(修)委員 そこで、大臣にお尋ねいたしますが、緊急経営支援貸付制度が昨年とられたわけでありまして、これを今年度末までやはり延長した方がいではないか、また、貸付規模の拡大という点についても弾力的に考えた方がいんじゃないかならうかと思ひますが、その点どうでしょう。

○森國務大臣 お尋ねの緊急経営支援貸付制度は、四年度の補正予算に基づきまして、今御指摘ございましたように一年間の措置として昨年の十二月十四日、創設をさせていただきました制度でございます。その貸付規模も、一年間で二千億円という思い切った規模を確保いたしました。平成五年度は、約千二百億円強の貸付規模で今実施をいたしております。

予算委員会や、またこの商工委員会などでも、この貸付規模についてのいろいろなお尋ねや御意見も各党の皆さんからございました。

そこで、去る十三日に決定いたしました総合的な経済対策におきましては、緊急経営支援貸付制度に対する大変旺盛なニーズがございまして、これに対処するために、その貸付規模、さらに二千億円を追加することにいたしました。

下請中小企業や円高等の影響をこうむっております中小企業に対する特別枠を設けるなどいたしました。制度の大幅な拡充を行うことを考えております。また、適用期間につきましても、今委員からお話ございましたように、この制度が拡充いたしましたからさらに一年間実施したい、このように考えておるところでございます。

○安田(修)委員 最近の地価の下落によりまして、不動産担保の余力というのは低下してまいっております。中小企業の場合に、そういう点で融資交渉の力というのは弱められた面が出てまいっているわけでございます。金融という観点からしますと、企業の財務分析が中心になって審査されていくというのが従来の手法でありまして、これは金の価値という面からしますとやむを得ないものがあります。

しかし、そうした中小企業等の担保力の低下という観点からしますと、これからは技術力、そういうものを、技術力というのは実は無形のものでありますけれども、そういうものも評価に入れた中小企業の金融という面についての配慮というものもあつていいんじゃないかならうか。しかし、これは大変難しい問題でありますから、そうしたものの

の判断で得る専門機関との連携はもちろん必要であり、中小企業庁の指導や、あるいはまた信用保証協会の保証に当たつての指導、評価という場合にこれらを留意してもらいたい、こう思いますが、その辺の考え方を聞ききたいと思ひます。

○桑原政府委員 中小企業の技術力というものが中小企業の発展にとって大変重要な要素であるという事でございまして、そこは全く我々もそう考えております。したがって、金融機関が優良な中小企業を育てていくという観点から見た場合に、技術力ということをよく考慮に入れていろいろ対処していただくというふうに入れているのも大いに期待をしております。ただ、御指摘もありましたように、技術力というのは、担保にするという具体的な評価をするという段階になりますとなかなか難しい点もございまして、その辺は限度があるわけでございします。

一方、中小企業の最近の状況でございますけれども、資産価値の下落等によりまして担保力が大変少なくなつてきていることも事実でございますので、我々としては、今回の総合的な経済対策におきまして、中小企業に対する信用保証の充実というのを一つの大きな柱といたしまして、いろいろ制度面の改善なり工夫をいたしておりますので、こうした形で具体的に中小企業のニーズにこたえていきたいというふうに考えておるわけでございします。

○安田(修)委員 次に、小規模事業者支援法の方で少しお伺いしたいと思います。

条文の方をさらさらと少し先にお尋ねいたしますが、第三条で基本方針の策定について定めておるわけでありますけれども、この基本方針に定める事項のうち、次に「商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業との関係に関する事項」ということがございします。これは大体どのようなことを具体的に指しているのかお聞かせいただきた

○井出政府委員 お答えを申し上げます。

商工会及び商工会議所でございますけれども、本来、商工会あるいは商工会議所の地区内におきまます商工業の総合的な改善発達を図ることというものを目的とした団体でございます。したがって、両団体とも、言ってみますと地域振興の担い手といひますか、そういう業務を本来的に持つておると考えておるわけであります。

そういう商工会、商工会議所が、小規模事業者の経営改善発達についての支援事業を行うに当たりますのは、商工会、商工会議所の本来の一般的な事業として行います商工業についての総合的な改善発達のためのもろの事業というものをやっておるわけでございしますから、その事業と小規模事業者の経営改善発達支援事業というものの間に有機的な連携を図りまして、事業それぞれの効果をより高める必要があるのではないかと、それぞれ全く無関係に行うわけではなくて、両事業を有機的に関連させて行つていただきたいという意味で、この事項をひとつ基本方針の中に書くべきではないかというふうに考えておるわけでございします。

○安田(修)委員 さらに、第三条に、アの方では「小規模事業者の経営の改善発達の基本となる方向」ということを実は出してありますが、また一方、キの項の方ですね、ここでは「小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項」、こういうことを言っております。そこで、いわゆる「基本的な方向」と、さらに「経営の改善発達に関する重要事項」、「この重要事項」というのはどういうことを指しているのか、また基本方向との関係はどのようなことを言っているのか、この点をお伺いしたいと思います。

○井出政府委員 御指摘の「小規模事業者の経営の改善発達の基本となる方向」でございますけれども、これにつきましては、小規模事業者がいろいろ問題を持つておるということで、その事業者が改善をすべき経営上の問題点というものは一体どういふところにあるであろうか、あるいはその

ための改善の方法でございますとか、さらには今後の経営のあり方というふうなものについて考えております。

それからさらに、「重要事項」ということでございしますけれども、これにつきましては、小規模事業者の経営改善発達を支援する事業を実施するに当たりまして、経営指導員のあり方あるいは事業の実施体制というふうなものを念頭に置いておるわけでございしますけれども、いずれにいたしましても、両事項とも、基本方針の策定に当たりましたは中小企業近代化審議会の御意見というものを承りまして、各界の皆様方の貴重な御意見を集約した形でこの基本方針というものを策定をしていきたいと考えております。

○安田(修)委員 第四条に「経営改善普及事業に係る補助」という点が出ておりますが、そこで、経営改善普及事業は、現行のこの商工会の組織等に関する法律第五十六条に定める事業が、今度は本案に新しく事業を拡大して規定されたということになるかと思ひます。そこで、今度は地域振興支援事業あるいは地域中小企業振興ビジョン等を作成する事業も入つてくるわけでありますけれども、特に要望の高い地域活性化のビジョンづくり等に商工会みずからがかわつていくということ、私は大変いいことだと思ひます。

そこで、私が今言いましたように、地域活性化のビジョンづくり等に商工会が実際そのように関与できるようにしていくのか、この点をお伺いしたいということ。また実際問題といたしまして、そうした場合に、商工会も千差万別でございしますから、大規模な、そしてまた傘下にならないう質のきつた事業あるいはまた商業等を抱えている商工会、あるいはまた余り商業あるいは工業等の活発でない地域の、しかも人口の小さいところの商工会、商工会自身の力にいろいろな差がございします。そこで、それだけに商工会自身がそうしたことにかかわるということになりますと、かなり無理のかかるところもあつて、一定のそうした地域振

興、活性化のビジョンというものを商工会がやる場合に、そのフレームというものは必ずからの創造によつてつくらなければならぬわけでありますけれども、しかし、実際手をかける、そういうビジョンづくりということになりますと、具体的にやはり余力のないところは他に委託でもしなければできないということになってまいるわけであります。そういう点で、この商工会等が他に委託しながらもそういうビジョンづくりということにもかわつていくのかどうか、その点お伺いしたいと思ひます。

○井出政府委員 ビジョンづくりでございしますけれども、これにつきましては、予算上本年度はかなりたくさん措置をとらせていただいております。各都道府県を通じて、商工会、商工会議所の御要望に沿ひましてその予算をお使いいただくわけでございしますけれども、その際に、商工会自身にそれを消化する能力があるかどうかという問題でございします。

大変たくさん数の商工会議所、商工会がございしますものですから、その能力は恐らく千差万別だと思ひます。その際に私どもは、単に商工会の職員でございしますとか経営指導員だけがやるわけではなくて、できるだけ適切な人、たくさんの方の中に、例えば委員会がございしますとかというふうな中に入つていただく、ある場合には町の行政当局というふうな方がお入りになる場合も非常に有効だと思ひますが、それからまた、さまざまなエキスパートといひますか、コンサルタント的な方々がお入りいただくというのもよろしいのではないかとと思ひます。

それから、小さな商工会自身ではなかなか単独ではできないというふうなところにつきましては、広域経営改善普及事業ということで、二つの商工会議所あるいは三つの商工会議所というふうなものも共同してやつていくやり方というふうなものも考えられるかと考えております。いずれにいたしましても、単にこのビジョンづくりというのが商工会から離れてどこかの会社な

りコンサルタントにつくられて、つくられた結果がうずたかくビジョンだけ積まれるというふうなことのないように、実施に当たつての実施体制というものはさまざまの方々、地域の方々の関与のもとにやつていただきたいと思つております。

それからさらに、都道府県に商工会連合会というものがございしますものから、この連合会には、各商工会の商工会指導員というものとまた配置をしておりますものから、そういう方々の御指導もいただきながらやるのが適当かというふうに考えております。

○安田(修)委員 実は、十九日に政府の第二十三次地方制度調査会の総会が行われるわけでありますが、そこでは自治体の広域行政とそれから中核市構想が答申されることになりまして、私もその委員としてそれに携わつておるわけでございします。従来の広域行政の場合に、事務組合とは違つた、言へば住民を傘下に持つ概念の新しい自治体として答申される。そうなりますと、来年度地方自治法の改正を行つて、今の市町村と都道府県の間にそのようなものをつくつてもいいという事になります。住民に直接請求権もございしますし、自治省の財政措置も交付税その他でやることになりまして。

そこで、これのねらいは、もちろん従来のごみ燃却とかそういう広域行政等、一部事務組合でやつてきたものとは違つた新たな展開を図ろうというわけでありまして、今おつしやつた商工関係の広域的なという面の場合に、活性化ビジョンをやる場合に、隣の町もこつちの町もどつちも細々とそこだけでやつてゐるから見えない、それではちよつと大きい町の方へ行こうかというよりも、隣の町はこういう特色のあるもの、こちらの商工会のビジョンはこういう特色のあるもの、お互いに連携して、そこへ自治体が広域行政で取り込んでいくということになりますと、非常にその地域で大きな計画ができる可能性がでるかと私は思ふのです。

そういう点で、今おつしやいました広域的な活性化ビジョンという場合に、そういう自治体は、いつの場合にも必ず商工会は携わつておりますが、特にそういう広域行政で新たな展開を図るよう、今度答申がなりましたし、ぜひそういう点の、他との広域的な連携ということについての指導という点、特にお願いしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○井出政府委員 御指摘の点を踏まえまして、有効なビジョンづくりなり予算の活用ということを考えてまいりたいと思ひます。

○安田(修)委員 そこで、第五条、第六条、「基盤施設計画の認定」など、「商工会等以外の者が基盤施設事業の全部を行う場合、一部を行う場合、このうち規定されております。」「商工会等以外の者」ということは、当然民間の会社、事業者が該当するということになると思ひます。事業者が該当するということになると私は思つておるわけでありまして、そこでその場合に、助成策等については何らかの区切りといひましようか、例えば大企業であつても助成を受けるのかという点も出てまいります。もちろん、事業内容によつては大企業だから悪いというわけにはまいらず、とか田舎の方では、やはり力のある者が来て、柱だけは少しづつと軸になつてもらいたいという希望等も結構あるわけでもございします。そこら辺は、ただ利用されつ放しになつてもまた困る、いろいろな難しい面がございしますので、そこら辺の見解を聞いておきたいと思ひます。

○井出政府委員 お答えを申し上げます。基盤施設事業を効率的かつ適切に実施し得るという点でございしますれば、一応どういう形態の者であれ実施を妨げるものではないということでもございしますけれども、ただし、本法の法律案に基づき助成の対象として、例えば法の二十条でございします「中小企業信用保険法の特例」でございしますとか、あるいは二十一條の「中小企業近代化資金等助成法の特例」というところにつきましても、法律上明確に、中小企業者、または中小企業者による出捐が過半数を占める公益法人ということに

なつてございします。そういう観点から、原則としてはいわゆる大企業というふうなものは助成の対象とはなり得ない。

ただ、おつしやいましたように、中身をよく見て、形式的には大企業であるけれども中身は中小企業者の出捐でできているとかというふうな、理論的にいろいろな形態も考えられるものですが、そういうものもよく見きわめて、地域の中小企業及びそれに根差したそういう会社なりあるいは公益法人というふうなところでやつていただくのが最も適切と考えております。

○安田(修)委員 そこで、基盤施設事業の必要資金は高度化資金などの利用ということになつてまいりますが、全国商工会連合会が行う債務保証は、商工会または都道府県商工会連合会が行う基盤施設事業に限られるわけでありましようか。

○井出政府委員 基盤施設事業の実施主体というもののつきましても、通常の場合には単会としての商工会、それからさらには都道府県の商工会連合会が傘下の商工会をまとめてとり行うというふうな場合に、都道府県商工会連合会が行うというふうな場合が考えられるのではないかと考えております。また、事によりますれば、全国商工会連合会というふうなもの、全国の商工会のためになる事業というふうなものが出てくる可能性もまたなきにしもあらずというふうに考えております。

○安田(修)委員 さて、全国団体が信用保証事業を行うためにこの信用基金を設けることになつてまいりますが、信用基金の額としては、これは当面どの程度を目標とされているのか。

それから、国以外の方から求める出捐金、これはどの種の団体を予定しておられるかお聞きしたいと思ひます。

○井出政府委員 信用基金でございしますけれども、全国商工会連合会及び日本商工会議所それぞれに国からの信用保証の基金といたしまして五億円程度というものを予定しております。それから、国以外の出捐者といひまして、傘

下の商工会あるいは都道府県商工会連合会、商工会議所にありましては傘下の商工会議所というものを想定をしております。全国商工会連合会、日本商工会議所それぞれにつきまして、傘下のそういう団体からそれぞれ二千万円程度の出捐というものを予定をしております。

○安田(修)委員 国から五億円ずつ、それから傘下のそういう商工会なりあるいは商工会議所から二千万円。傘下の方は余計出さないの……。

そこで、その他の方は、別に自治体その他からは今のところ求める考えはないように伺つておるわけでありまして、そうしますと、大方国の出捐金でこの信用保証事業というのは進んでいく、このなるわけでありまして、皆さんの方では、これで当面この保証事業というのは大丈夫、こういうお考えになつておるわけでしょうか。

○井出政府委員 基盤施設事業につきまして各地でどういふことをお考えかというふうなことを私もいろいろ調査をいたしまして、それを集計いたしました。現在のところは、これだけの額をもつてすれば当面の需要には十分にこたえられるのではないかとこのように考えております。

○安田(修)委員 さて、地域の活性化ということには非常になかなか難しい課題であります。単発的ないろいろな施設づくりということだけでは最近人は人も寄ります、魅力もございせん。そういう点で、今度の事業者支援により商工会等が地域でいろいろな施設をつくつたり、あるいはまた複合的な施設もつくることにより出すということにもなるわけでありまして、何としましてはそれは全体の組み合せの中で初めて効果が出てくるという事になつてまいるかと思ひます。

そこで、今日までの商店街整備等支援事業、今回、この商工会、商工会議所の事業の中にもこれらが生かされてくるわけでありまして、さらに、広く建設省が所管している都市計画事業でありますとかあるいは区画整理事業、また、昨年度委員と運輸省と共管で質疑を交わしたお祭り法に基づく事業、その他いろいろなるものこと

がございまして、そうしたものの組み合わせによつてのいろいろな発展策ということが必要だろうと思ひますし、そのために地域のニーズに合った工夫も出てこなければ成功しないと思ひます。

最近、地域文化という中に創造性あるいは土地の工夫というものがいろいろな点で出てまいるわけでありまして、どちらかといひますと、都市も田舎の中心部も、見るとみんなカラー舗装で、そしてお決まりの昔風の街灯があつてというようなことが最近あちこちに見られるところでございまして。初めは、一つ二つは珍しいのですけれども、この町へ行つても大体同じようなもの。私たちも地方行政に携つてあちこち見まして、そういう点では、いや、これはみんな業者が一緒だ、そしてプランあるいはまたプロジェクトを持ち込むからこうなるのかなという感じもしてまいります。

そういう点で、こういう計画ということについてはかなり大胆な発想があつていいが、またその土地の特色を生かすということが工夫されなければならぬと思ひます。こういう点で、計画認定をされる場合でも、そこあたりなるべく土地の工夫あるいは創造性、地域の文化が生かされるように留意してもらひたい。

商工会とかあるいは自治体からこの種のプランがあつていろいろな認定を受ける場合に、行政官庁なりあるいはその他の計画と認定するところが、一定の基準といひましようか、そういうものに照らして、そしてまた持つてくる方が、照らされるという立場から、やはりあらかじめそういうものに合わせたようなものをつくるという従来の弊害もあるように私は感じます。そういう点で、地域の魅力ある活性化という点について皆さんの方の御留意をお願いしておきたいと思ひますが、その点お伺ひしたいと思ひます。

○関政府委員 先生御指摘のとおり、各地を訪問させていただきまして、それぞれの地域にすばらしい文化あるいは伝統、さらには技術的な集積を持つておられるところが非常に多いわけござい

ます。今回の法律の趣旨も、そういった地域の特色を生かしまして地域の振興、そして小規模企業の振興ということを実現しようということがねらひなわけございまして、私どもこの法律に基づきます事業を実施いたします場合にも、ぜひそういった視点で、地域の特色を生かし、またそれぞれの地域の自主性を尊重してそれぞれ特色のある事業、こういうものを展開していただくというのが基本的なねらいでございまして。

したがひまして、今先生御指摘のような基盤施設計画などをつくりましても、地方公共団体あるいは商工会、商工会議所等が策定いたしました地域全体の計画との関連、これも極めて重要なわけございまして。当然先生御指摘のようなそういった事業と十分円滑な連携を図られることがこの計画認定の際の一つの重要な基準になると私どもも考えているわけございまして。

そういった意味で地域の持つさまざまな特色、伝統、こういったものを生かして新しい時代、新しいニーズに対応する地域の経済づくりをどうしていくかということが主眼でございまして、当然それ以外のその他の計画とも十分連携をとって実施するということが重要ではないかと考えているところでございまして。

○安田(修)委員 そこで、商工会の体質、それから体制でございまして、これは先ほどの答弁にもありますように、なかなか千差万別であります。そこで、今回は専任事務局長をふやすためにさらに国の措置も新たに盛られておりますが、何としても地域の商工業者自身がみずからの手によって体質なり体制を強化するというのも必要でございまして、また国の支援強化策も必要であります。そういう点で、今後この点をどのようにしていくかという問題。

さらに、それにかかわつて人の問題では経営指導員の果たしている役割というのは非常に大きいものがございます。今度は自治体の方にそれらの措置するお金等が移管されましたが、いろいろ私どもも経営指導員の立場、またそれを運用してお

られる商工会、商工会議所の御意見を聞きまして、今日これだけたくさん高等教育を受けた方がいらつしやつて、そしてまた、商工会の経営なり技術なりいろいろなものからしますと、以前からしますと、高度の相談や指導をしなければならぬという場面があるわけでありまして。それだけにそれにふさわしい優秀な人材を求めようとするけれども、今回もお金は一万円ばかりまた改定されて上がるということに措置されましたが、今の給与では今の若い人は、そして将来有為の人材として育てようという人は来ないというのです。

もちろんこれはほかのこういう官庁や大会社に勤めておるようなわけにはいきませんで、将来これこれの立場やこうなつてというような理想やということになりまして、地域に生涯をかけて振興のために、また商工業発展のためにやろうという気概の有為な人材ということになりますので、そういう点からしますと、せめて給与等についてはそういう有為の人材あるいはその地域の役場なりあるいは市役所なりあるいはまたその近くの優秀企業等に行くよりも、ここへかけようか、多少は安くてもかけようかという有為な人材が集まるような給与措置は望ましい、私たちもそう思ひます。望ましいという声がありますので、そういう点でそれらの配慮についての格段の予算措置なり今後の処遇についてプランを練つていただきたい、私はこう思ひます。

そこで、この件についてはそれぞれ担当者、それから商工会全体の体質強化という点につきましては、大臣からお答えをいただきたいと思ひます。

○森國務大臣 いろいろと委員から御指摘ございましたように、近年の小規模事業者をめぐります厳しい経営環境を背景といたしまして、小規模事業者の商工会等に対します指導ニーズが大変高度化し、また多様化をいたしております。今回の新法制定はこうしたニーズにおこたえをするという意味で、意欲ある商工会が積極的にその事業の拡充や強化を図ることを可能にするものでございま

す。他方、商工会等がこれらの事業を円滑に進めていくためにも、実施していくためにもその指導体制を整備することあるいはまた強化することが必要でございまして、平成五年度予算におきましては、商工会等の専門指導体制の一層の強化、事務局長設置箇所の拡充を大幅にいたしておるところでございまして。

しかしながら、これらの事業は本来商工会の事業として自発的に行われるべきものでございまして、小規模事業者自身の経営改善意欲を喚起するためにも、国及び県の補助金のみを財源とするのではなくて、自己負担金の確保も図るよう今後とも指導してまいりたいと考えております。

また、御指摘のように経営資源の高度化あるいは労働力不足問題の深刻化等によつて、この小規模事業者をめぐる厳しい経営環境を背景といたしまして、どうしてもこの小規模事業者が経営指導員等に求める相談や指導の内容が大変多様化したしておりますし、また、高度化したしておりますのは事実でございまして、このためにも、制度発足以来、経営指導員等の資質の向上を図るとともに、求められた資質に見合った人材の確保を図つていきたい、そのために人助のベスアップに準拠しまして経営指導員等の給与の改善も行ってきたいところでございまして。平成五年度におきましては、さらに経営指導員に対します実支給額と補助単価との乖離を是正しなければなりませんので、そのための措置も講じておるわけでございます。

時間がございませんで、もし具体的な数字が必要でございまして、事務局に答えさせていただきます。

○井出政府委員 御指摘の経営指導員の資質の向上のために、給与面を含めましてさまざまな待遇の改善というものを図るべきであるということにつきましては、まったく御指摘のとおりだと思ひまして、私どもも今日までもそういう努力をしてまいりましたし、今後ともその努力を続けてまいりたいと思ひますし、それによりましてこの経営指導員というものの評価が一層高まることを期待

をしておるわけでございます。

それから、ちなみに若干予算上の点を申し上げますと、経営指導のための専門指導体制というものを拡充するためにいわゆる専門家エキスパート・バンクとして登録をしておく、その拡充の予算を三十六カ所から九十六カ所、各都道府県及び大きな商工会議所につけていただきました。予算の規模としましては、約三倍ぐらいの規模になります。それから、嘱託専門指導員の増員及び単価アップということとともに、事務局長の設置費の拡充というふうなことも図っております。今後ともそういう努力を続けてまいりたいと考えております。

○安田(修)委員 それでは、以上をもって終わりたいと思います。

○井上委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三分散会

平成五年五月十日印刷

平成五年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K